資料３－４

平成 20 年 7 月 15 日

平成 19 年度の監事監査結果について

平成 19 年度の業務監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

Ⅰ　監査実施日

平成 20 年 6 月 9 日～13 日

Ⅱ　平成 19 年度の業務実績に関する監査結果および意見

監査の結果、平成 19 年度の独立行政法人国民生活センターの業務は、適正かつ妥当に執行されたものと認められた。

評価すべき点、今後留意が望まれる点、および入札及び契約関係に関する監査結果は次のとおりである。

評価すべき点

中期計画および「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえた業務経費・人件費削減目標を達成しつつ、中期計画最終年次目標をほぼすべて達成し(注)、業務量増大に適切に対処し、機動性を改善し、体制整備面でも着実な成果を得たことは評価に値する。

(注)　ホームページアクセス数のみ目標未達。ただしホームページについても諸指標からみて維持改善の成果が認められる。

今後留意が望ましい点

平成 19 年度においては前記のとおり人件費削減目標を達成しつつ業務量増大に対処したが、現場では人員面の制約が強く感じられるようになっている。消費者問題に対する国民の関心は強く、当センターの業務への期待が高いため業務量は増加を続けるものと予想されるので、必要人員の確保と適正な配置が引き続きマネジメントの課題となろう。とりわけ、裁判外紛争解決手続（ADR）のような新規業務については十分な人員確保の努力が望まれる。

入札及び契約関係に関する監査結果

入札及び契約関係については、従来から年間を通じ関係書類の閲覧、質問等による監査を行ってきたが、平成 20 年 1 月以降は、平成 19 年 12 月の随意契約見直し計画との関係の観点をも加えて監査を実施している。

その結果、平成 19 年度の契約はいずれも規定に沿って行われ、不適切なものは認められなかった。随意契約見直し計画との関係についても、全体として見直し計画に沿った発注が行われていると認められた。なお、競争入札に移行することとなっている IT 関係作業について、移行のためのシステム見直し完了前に一部手直し業務の緊急発注が必要となったため随意契約で対処したケースがあったが、事情やむをえないものと認められた。

以上